

高速船の運航に係る現運航事業者との協議状況等について

1 要旨

令和6年2月28日に開催された第41回大崎上島町公共交通連携協議会において、町の赤字補填が多額なため早期の対応が必要であることや、今後はデマンドバスによる陸上交通の充実が進むことで高速船による島内区間の代替移動手段となり得ることから、利用状況に鑑み、高速船運航に係る赤字補填は令和6年度末をもって終了するという方向性が決定した。

この決定を受け、令和6年3月14日に現運航事業者と協議したため、協議結果の概要及び今後の進め方について報告する。

2 協議の結果

- 突出した赤字補填額と利用状況を踏まえると、今後も赤字補填を継続することは困難であり、令和6年度末をもって終了したい旨を伝えた。
- 赤字補填の継続が困難であることへの理解を得た上で、現運航事業者としても、船員の高齢化や、若手船員の雇用確保が困難であり、将来にわたって当該航路の維持は難しいことを確認した。
- 町、現運航事業者のいずれも積極的に高速船航路の休廃止を望むものではないが、令和7年度以降の高速船の運航休止について両方で合意した。

3 関係機関との必要な調整

(1) 高速船運航休止に向けた国への手続き

ア 休止の届出

運航を休止する場合、海上運送法に基づく休止の届出を、休止しようとする日の6か月前までに運航事業者が提出しなければならない。

イ サービス基準への適合（または見直し）

当該航路は、海上運送法における「指定区間」に該当し、「御手洗港大長地区、小長地区又は御手洗地区と沖浦漁港明石地区との間」を毎日12往復し、定員を、旅客船の旅客を50名、フェリーの旅客を65名とするサービス基準を定めている。

現状は、高速船（6往復）とフェリー（10往復）を合わせてサービス基準を満たしている。

よって、高速船を休止すればフェリー10往復のみとなり、サービス基準を下回ることになる。

(2) 関係自治体との調整

ア 呉市、竹原市及び今治市との協議

寄港地において高速船航路に関係する市町であるため、本協議会の結果も含めて情報を共有し、運航休止について合意形成を図る必要がある。

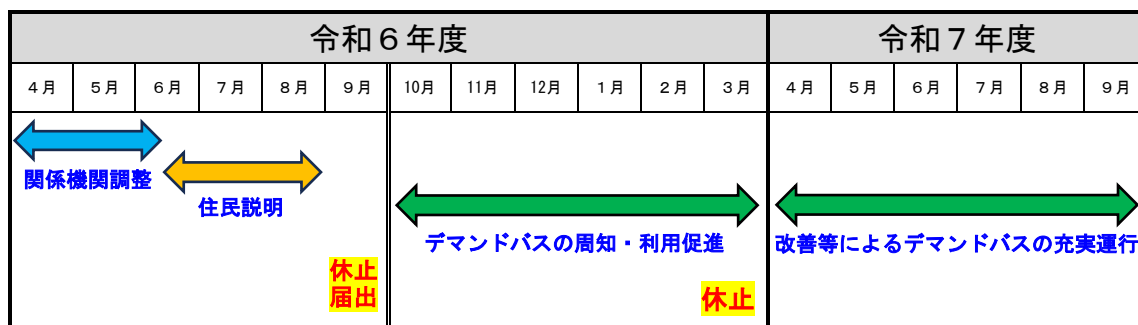
4 住民への説明・周知

国への休止の届出までに、できるだけ早期に住民への説明を行う。

その際、デマンドバスへの手段転換の説明、及び転換できない状況などについて意見を把握する。

5 高速船運航の休止に係る今後のスケジュール（案）

- 令和6年度当初から国、県、関係市町と協議調整を行った上で、住民への説明・周知を開始する。
- 高速船の代替となる陸上移動手段として、新たなサービスとなるデマンドバスを活用していただけるよう周知するとともに、高齢者向けの説明会等の継続な実施（例：高速船の港周辺地域に対し、より重点的に、丁寧な乗り方教室・乗車体験会を実施）により、誰もが気軽に利用できる便利な移動手段としての定着を図る。
- 高速船の代替として更に充実させるためには、デマンドバスの運行時間帯の見直しを検討する必要があることから、運行事業者との調整を図る。



海上運送法（一部抜粋）

（定義）

第二条

- 1 1 この法律において「指定区間」とは、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であつて、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が指定するものをいう。

（事業の休廃止の届出）

第十五条 一般旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

- 2 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の六月前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

海上運送法施行規則（一部抜粋）

（事業の休止等の届出）

第十五条 法第十五条第一項又は第二項の規定により一般旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

- 一 住所及び氏名
- 二 休止（廃止）の許可を申請しようとする航路
- 三 休止（廃止）の予定期日
- 四 休止の届出の場合は、休止の期間

（利用者の利便を阻害しないと認められる場合）

第十五条の二 法第十五条第二項の利用者の利便を阻害しないと認められる場合は、次のとおりとする。

- 一 当該指定区間において他の一般旅客定期航路事業者が法第四条第六号の基準に適合して当該事業を経営するものと国土交通大臣又は当該指定区間に含まれる地域を管轄する地方運輸局長が認める場合
- 二 一般旅客定期航路事業以外の人の運送をする船舶運航事業又は他の交通機関により利用者の利便の確保が可能であると国土交通大臣又は当該指定区間に含まれる地域を管轄する地方運輸局長が認める場合